

# 令和5年度（2023年度）第3回

## 熊本県障害者施策推進審議会

日時：令和6年2月6日（火）午後2時から

場所：熊本県庁防災センター201会議室

### 会議次第

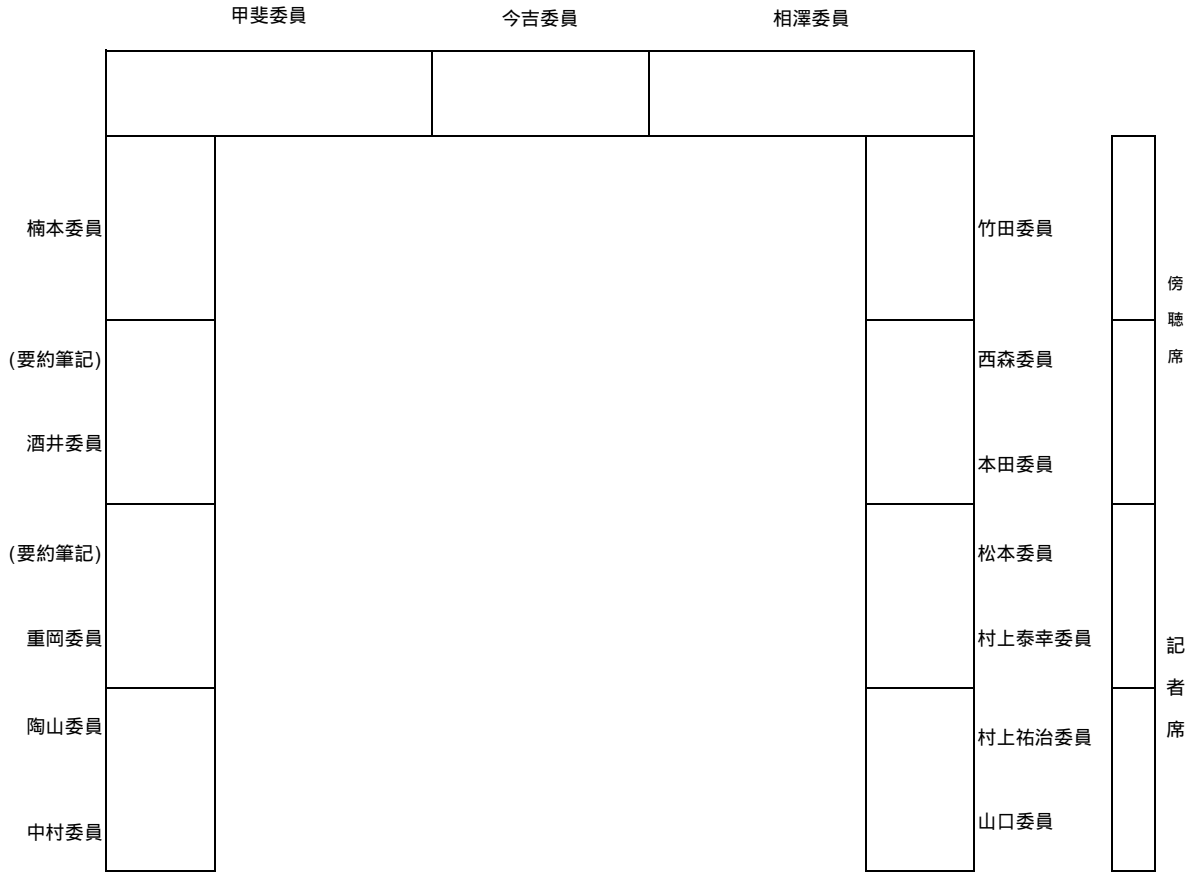
- 1 開会あいさつ
- 2 議題
  - (1) 第6期熊本県障がい者計画中間見直しの素案について  
...資料1、2、3
  - 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案について  
...資料4、5、6
- 3 閉会

#### 【配付資料】

資料1	第6期熊本県障がい者計画中間見直しについて
資料2	第6期熊本県障がい者計画中間見直し 概要
資料3	第6期熊本県障がい者計画中間見直し 素案
資料4	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定について
資料5	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 概要
資料6	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 素案

# 令和5年度(2023年度)第3回熊本県障害者施策推進審議会

日時：令和5年(2023年)2月6日(火)午後2時から  
場所：熊本県庁防災センター201会議室



出入口

出入口



## 熊本県障害者施策推進審議会委員名簿

50音順

氏名	所属	職名	備考
相澤 明憲	公益社団法人熊本県精神科協会	会長	
今吉 光弘	熊本学園大学社会福祉学部	非常勤講師	会長
植木 洋之	熊本労働局職業安定部	部長	(欠席)
甲斐 憲彦	社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会	常務理事	
楠本 千秋	熊本県議会厚生常任委員会	委員長	
酒井 清美	熊本県障害児・者親の会連合会	副会長	
重岡 忠希	熊本県教育委員会事務局 県立学校教育局	局長	
篠原 憲一	熊本県中小企業家同友会 ダイバーシティ委員会	副委員長	(欠席)
陶山 えつ子	熊本難病・疾病団体協議会	代表	
竹田 勉	社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会	会長	
中村 敬子	九州ルーテル学院大学人文学部	元教授	
西森 利樹	熊本県立大学総合管理学部	准教授	
林 伸俊	熊本市健康福祉局障がい者支援部 障がい福祉課	課長	(欠席)
本田 充郎	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	常務理事	
松本 和美	熊本県町村会 (嘉島町福祉課)	課長	
三浦 貴子	熊本県身体障害児者施設協議会	会長	(欠席)
村上 泰幸	一般社団法人熊本県精神保健福祉会連合会	理事	
村上 祐治	熊本県自閉スペクトラム症協会	副会長	
山口 さゆり	熊本県知的障がい者施設協会	副会長	
吉本 尚子	熊本県精神障害者団体連合会	正会員	(欠席)

令和5年度(2023年度)第3回熊本県障害者施策推進審議会  
事務局名簿

所属	職名	氏名
健康福祉部		
-	部長	沼川 敦彦
障がい者支援課	課長	高三瀨 晋
	審議員	牛島 主税
	課長補佐	右田 省二
	主幹	宮田 文
	主幹	岩永 尚美
	主幹	中島 知子
	主幹	田代 順子
	主幹	上 弓香
	主幹	赤崎 純司
	主事	植野 宏規
	主事	松尾 朋佳
健康福祉政策課 地域支え合い支援室	課長補佐	松川 明弘
	主幹	北田 沙織
高齢者支援課	課長補佐	牧嶋 幸伸
認知症対策・地域ケア推進課	主幹	森崎 博行
社会福祉課	主幹	中野 ひろみ
子ども未来課	課長補佐	三宅 あゆみ
	課長補佐	今別府 隆宏
医療政策課	課長補佐	竹園 利絵
	主幹	守谷 秀三
健康づくり推進課	主幹	柴田 佳与子
知事公室		
広報グループ	主事	佐藤 達朗
危機管理防災課	主幹	市原 恵
総務部		
市町村課	課長補佐	梶原 賢吾
環境生活部		
消費生活課	主任主事	上田 てるみ
商工労働部		
労働雇用創生課	主幹	吉村 了介
農林水産部		
農地・担い手支援課	課長補佐	春口 真一
土木部		
都市計画課	課長補佐	蓑田 正樹
建築課	課長補佐	小佐田 洋一
営繕課	課長補佐	緒方 慎太郎
教育委員会		
特別支援教育課	主幹	前田 忠彦
社会教育課	主幹	麻生 秀治
図書館	参事	宮村 浩平

## 熊本県障害者施策推進審議会条例（昭和48年熊本県条例第15号）（抄）

### （趣旨）

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、熊本県障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第2条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

### （任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### （会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### （会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### （庶務）

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

### （雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抄）

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3～4 （略）

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

（都道府県等における合議制の機関）

第36条 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第11条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4～5 （略）

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年法律第二百二十三号) (抄)

(都道府県障害福祉計画)

第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2～6 (略)

7 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

9 (略)

## 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)(抄)

第33条の22 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2～5 (略)

6 都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

7 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

8 (略)